

# 岐阜県公報

号外 (五) 平成二十九年 九月二十九日

## 目次

### 規則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

(人事課) 一

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課) 二

### 訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課) 二

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課) 二

## 規則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十一号

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則(昭和三十七年岐阜県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表警察本部長の項中第十二号を第十三号とし、第二号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 警察署に係る事務で収入を伴うものの当該歳入金(岐阜県警察関係手数料徴収条例別表第一八の表に規定する自動車保管場所証明書交付等申請手数料(自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十五号。以下この号において「法」という。))第四条第一項ただし書に規定する当該書面に相当する通知の申請に対する審査に係るものに限る。)及び自動車保管場所標章交付手数料(法第六条第一項の規定により当該通知を行った場合における保管場所標章の交付に係るものに限る。))の徴収に関すること。

第二条の表警察署長の項第一号中「歳入金」の下に「岐阜県警察関係手数料徴収条例別表第一八の表に規定する自動車保管場所証明書交付等申請手数料(自動車の保管場所の確保等に関する法律(以下この号において「法」という。))第四条第一項ただし書

に規定する当該書面に相当する通知の申請に対する審査に係るものに限る。)及び自動車保管場所標章交付手数料(法第六条第一項の規定により当該通知を行った場合における保管場所標章の交付に係るものに限る。)を除く。」を加える。

附則

この規則は、平成二十九年十月二日から施行する。

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十二号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三農務事務所長の部二十三の項第五十六号中「含む。」の下に「及び第五条の五の二の二第一項」を加え、同項第五十九号中「第五条の十の二第一項」の下に「及び第五条の十の二の二第一項」を加え、同表農林事務所長の部十七の項第一号中「第八十七条の三第六項」を「第八十八条第六項」に改め、同項第十五号中「第一百三十三条の三」を「第一百三十三条の四」に改める。

附則

この規則中別表第三農林事務所長の部十七の項の改正規定は公布の日から、同表農務事務所長の部二十三の項の改正規定は平成二十九年十月一日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十三号

庁中一般  
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程(昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第三農地整備課の表一の項部長専決事項の欄第二号中「第九条第四項の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第二十九条の三第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第七号中「第八十六条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第八号中「第八十六条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第九号中「第八十七条第一項の」及び「同条第五項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十号中「第八十七条の二の」の下に「規定による」を加え、「決定」を「決定等」に改め、同欄第十一号及び第十二号を次のように改める。

11 法第八十七条の五第一項の規定による応急工事計画の決定

12 法第八十八条第六項において準用する法第八十七条第五項の規定による公告等

別表第三農地整備課の表一の項部長専決事項の欄第十三号中「第八十九条の二第一項の」及び「第八十七条第五項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十四号中「第九十三条の」の下に「規定による」を加え、同欄第十五号中「第五十七条の三の」の下に「規定による」を、「措置」の下に「の求め」を加え、同欄第十六号中「第二百一十一条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十七号中「第三百三十四条の」の下に「規定による」を加え、同欄第十八号中「第三百三十五条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十九号中「第三百三十六条第一項」の下に「規定による」を加え、同欄第二十一号中「第七十二条第一項の」の下に「規定による」を加える。

附則

この訓令は、平成二十九年九月二十九日から施行する。

岐阜県訓令甲第二十四号

庁中一般  
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二農林事務所の表十七の項所長決裁事項の欄第一号中「第八十七条の三第六項」を「第八十八条第六項」に改め、同項課長専決事項の欄第二号中「第一百十三条の三」を「第一百十三条の四」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年九月二十九日から施行する。

平成二十九年九月二十九日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社